

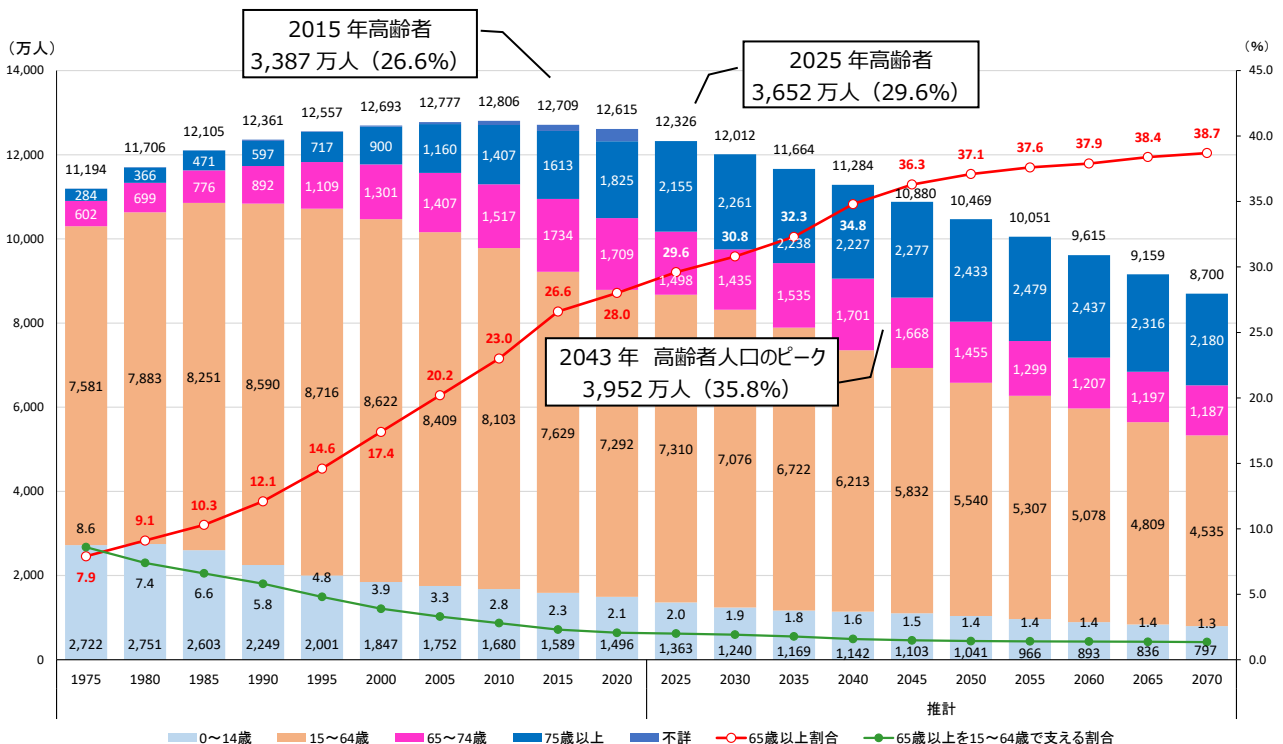
# 第9期計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景

支援を必要とする高齢者は今後も増加していくことが想定されます。

- 日本の総人口は2008年をピークに減少に転じ、長期の人口減少過程に突入。
- 「日本の将来推計人口（令和5年推計）」では、2031年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、2056年には1億人を割って9,965万人。平成29年推計より、人口減少の速度は鈍化。
- 65歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった2015年で3,387万人（高齢化率26.6%）、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には3,652万人（高齢化率29.6%）に達し、2043年にピークを迎え、その後は減少に転じる。
- 65歳以上人口は2043年をピークに減少に転じても高齢化率は上昇を続ける。2070年には38.7%に達し、国民の約2.6人に1人が高齢者。
- 65歳以上人口と現役世代（15～64歳人口）の比率をみると、1975年は1人の高齢者に対して8.6人の現役世代がいたのに対し、2015年は2.3人、2040年は1.6人、2070年には高齢者1人に対して1.3人の現役世代という比率になると推計。

**【日本の高齢化と将来推計】**



資料：2020年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位推計）

第8期計画から2040年を見据えた計画策定が求められました。

○第8期計画では、2025年そしてその先の2040年を見据え、「介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」、「保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）」、「地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」、「認知症施策の総合的な推進」及び「持続可能な制度の構築・介護現場の革新」の観点から、各種施策・事業を推進し、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が求められた。



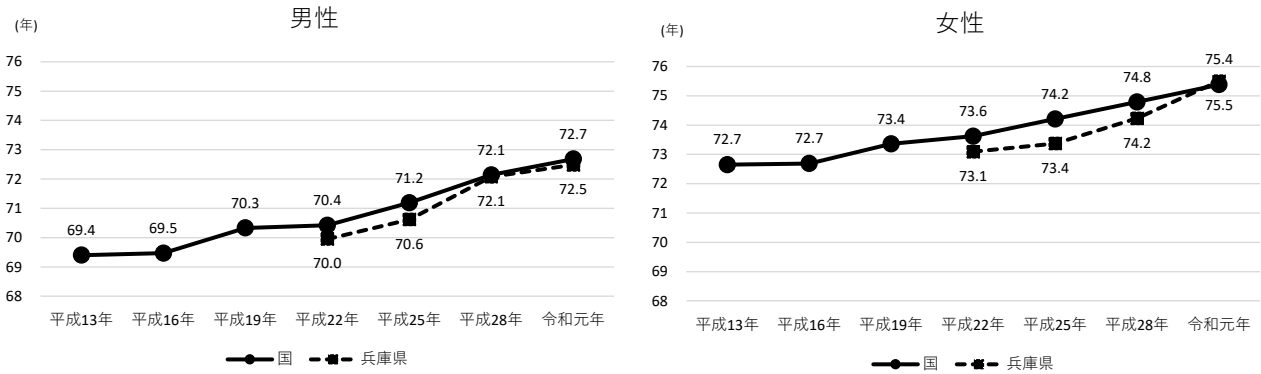
第8期基本指針（第8期計画において記載を充実する事項）

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
  - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- 2 地域共生社会の実現
  - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
  - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
  - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
  - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 等
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
  - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
  - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- 5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
  - 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。
  - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
  - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
  - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 等
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備

資料：令和2年7月31日「全国介護保険担当課長会議資料」より作成

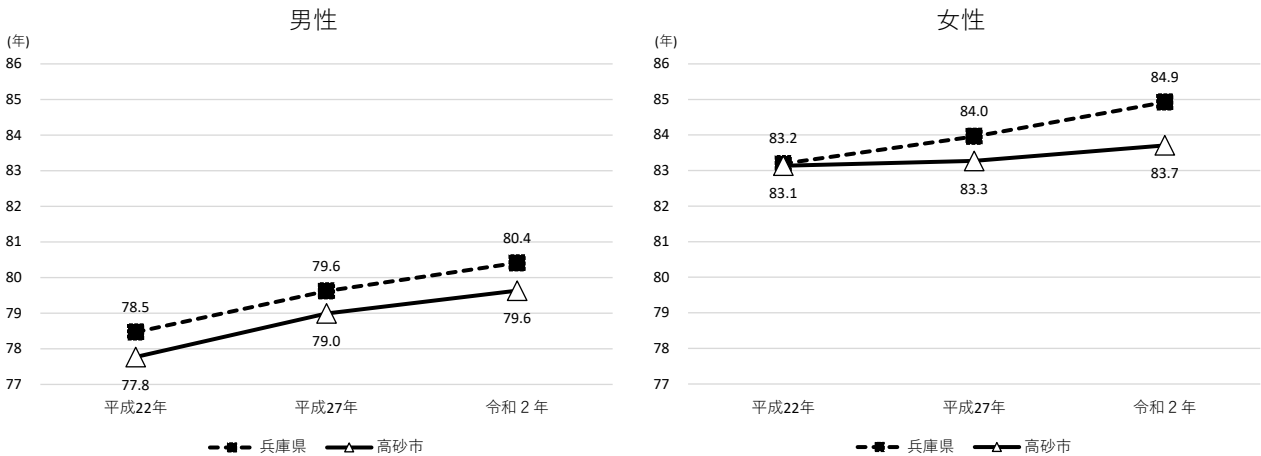
## 健康寿命の推移

### 国民生活基礎調査に基づく健康寿命の推移



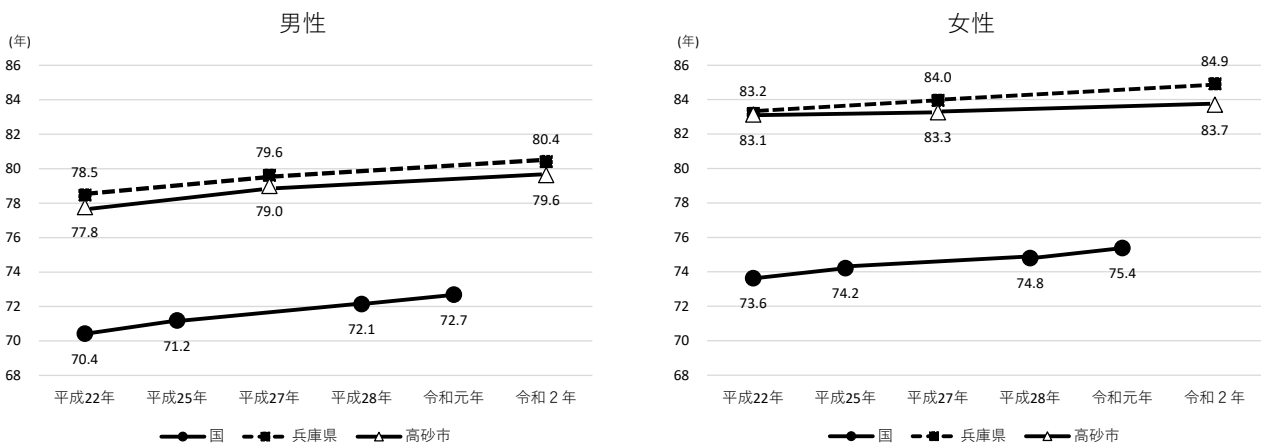
資料：令和3年12月20日「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会」より作成

### 国勢調査に基づく健康寿命の推移



資料：兵庫県ホームページ「兵庫県における健康寿命の算定結果」より作成

### 【参考】国民生活基礎調査・国勢調査に基づく健康寿命の推移



資料：国データは、令和3年12月20日「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会」（国民生活基礎調査に基づく健康寿命）、兵庫県・高砂市データは、兵庫県ホームページ「兵庫県における健康寿命の算定結果」（国勢調査に基づく健康寿命）より作成

第9期計画は施策や目標の優先順位を検討した上での施策立案が必要です。

- 第9期期間中に2025年を迎えることになるが、中長期的にみると、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が急減。
- 都市と地方で高齢化の進み方も大きく異なることから、地域の実情に応じた施策や目標の優先順位をしっかりと検討した上で計画を定めていくことが重要。

## 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

### 基本的な考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

### 見直しのポイント（案）

#### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

##### ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

##### ②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

#### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

##### ①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

##### ②介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

##### ③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

#### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

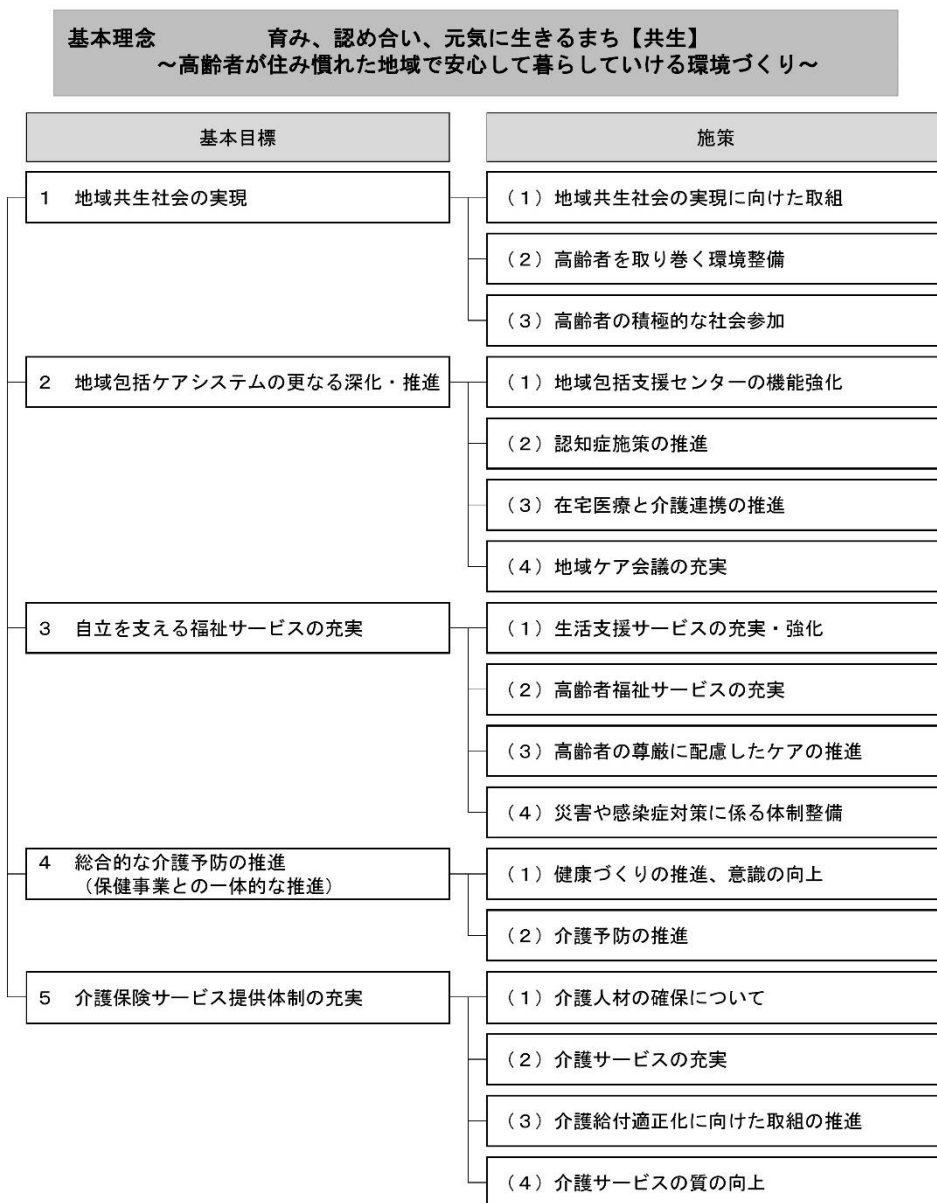
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

資料：令和5年2月27日「社会保障審議会介護保険部会（第106回）」より作成

高砂市の実態を把握し、来たる 2040 年に向けた新たな計画を策定します。

- 令和 3 年 3 月に「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第 8 期）」（以下、「第 8 期計画」と表記。）を策定。
- 「育み、認め合い、元気に生きるまち【共生】～高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくり～」を基本理念に「地域共生社会の実現」「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」など、5 つの基本目標に様々な施策・事業を展開。
- 本市も全国と同様に、人口減少及び高齢化が進行。また、ひとり暮らし高齢者や要支援・要介護認定者が増加するなど、以前より支援を必要とする高齢者が増えている。
- こういった状況を踏まえ、高齢者を対象としたアンケート調査の実施をはじめ、担い手ヒアリングの実施、第 8 期計画の点検・評価に取り組み、本日の実情に応じた新たな「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第 9 期）」（以下、「本計画」と表記。）を策定する。

（参考）第 8 計画の基本理念と施策体系



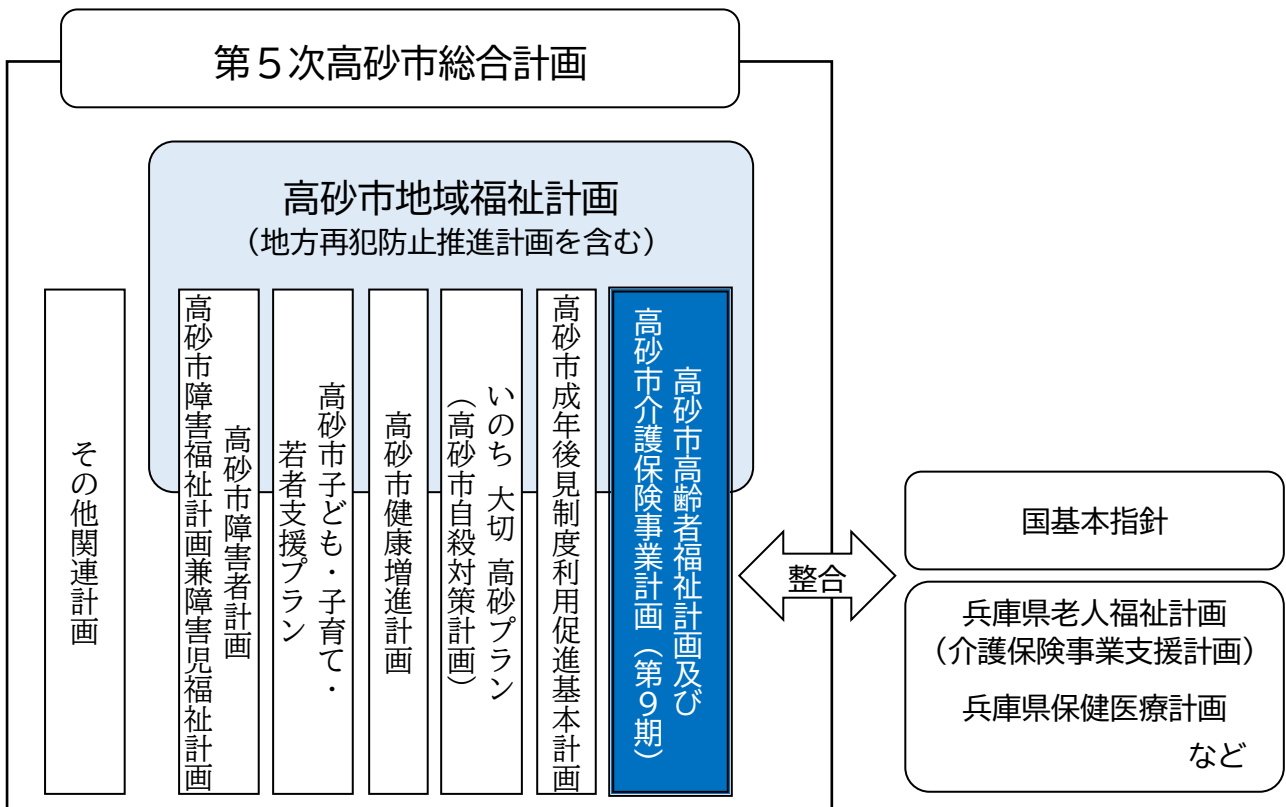
## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

- 本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に規定された「市町村介護保険事業計画」で、今後 3 年間の高齢者施策全般を定めるもの。
- 本計画は、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定するもの。

### (2) 関連計画との関係

- 本計画は、「第 5 次高砂市総合計画」を上位計画とし、総合計画の基本目標「育み、認め合い、元気に生きるまち【共生】」を推進するための計画。
- 福祉の上位計画として位置づけられる「高砂市地域福祉計画」をはじめ、「高砂市成年後見制度利用促進計画」や「高砂市障害者計画」、「高砂市健康増進計画」などの関連計画との整合を図る。
- 兵庫県の「兵庫県老人福祉計画」や「兵庫県保健医療計画」など、兵庫県計画との整合を図る。



### 3. 計画の期間

○本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年。

○本計画は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた計画。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第8期計画			第9期計画			第10期計画		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           令和22年(2040年)を見据えた計画         </div>					

### 4. 計画の策定体制

○計画の策定にあたっては、「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、幅広い分野から意見を取り入れながら計画を策定。

